

第 1 5 2 8 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 7 年 1 1 月 5 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 2 3 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第14号 平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について
(教育指導課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第49号 初任給の決定誤りによる損害賠償について (総務課)

第50号 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(追加)」について (教育指導課)

第51号 「平成27年度しまね子ども絆づくりサミット」の開催について
(教育指導課)

第52号 第70回国民体育大会(紀の国わかやま国体)の成績について
(保健体育課)

第53号 第3回古代歴史文化賞について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

(承認事項)

第3号 平成28年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)について (総務課)

————— 以上原案のとおり承認

－非公開－

(議決事項)

第15号 島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の指定について
(文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第54号 平成27年度11月補正予算案の概要について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
藤原教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

小林教育監	全議題
今岡教育次長	非公開議題のみ
山名参事	公開議題
野口参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
松本教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題
津森県立学校改革推進室長	公開議題
山崎教育指導課長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題
堀江保健体育課長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
佐藤古代文化センター長	公開議題
鈿福利課長	公開議題
柿本教育センター教育企画部長	公開議題
真玉教育指導課調整監	公開議題
萩文化財課調整監	議決第15号
中澤文化財課企画幹	議決第15号
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

藤原教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	5 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	原委員	

(議決事項)

第14号 平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について(教育指導課)

○山崎教育指導課長 議決第14号平成29年度島根県公立高校入試の改善方針についてお諮りする。

これまでも高校入試の改善については、7月23日の教育委員会会議にも協議をさせていただいたところである。別冊資料の1ページに今回の改善に至る背景、経緯等についてまとめている。県立高等学校の再編基本計画、島根県教育課程審議会による島根県立高等学校の入学選抜方法の改善についての答申等を踏まえ、必要に応じて入学選抜の改善等を実施しているところである。昨年7月には、第2期しまね教育ビジョン21を策定した。この中でとりわけ向かっていく学力ということで、夢や希望に向かって、主体的に学ぼうとする人を育てるという教育目標を一つ掲げている。中学生が自分の目標に向かって、主体的に学び、また進学していく姿を願っているところであり、これを踏まえた改善をしていきたいと進めているところである。これまでもご説明をさせていただいているが、保護者、学識経験者等の代表からの意見聴取会の開催、中学校、私立学校、市町村教育委員会を対象とした説明会等を開催し、これまで様々なところでご意見をいただきながら、進めてきているところである。そういった経緯を踏まえて、改善方針を資料1ページにまとめている。

まず、基本的な考え方として、高等学校への就学機会を保障するとともに、中学生が主体的に学校選択を実現できることを第一に掲げている。そのようにするためにも、高等学校それぞれが、自校の求める生徒像に合う生徒を求める姿勢、また中学校、高等学校の教育活動に与える影響も十分考慮したうえで、この改善を進めていきたいと考えている。これらを通して、子どもたちや保護者にとって、分かりやすい入学選抜制度に改善したい。時期だが、現在の中学2年生が高校入試の受検をする平成29年度入学選抜から実施したい。

改善方針の内容だが、6点掲げている。資料には、○印と◇印を記しているが、○印は今回改善・充実を図る項目、◇印はこれまでの基本的な考え方を継続する項目である。今回1点目は、入学選抜における第2志望校制度を廃止することである。これまで第1志望校と第2志望校を志望できる制度であったが、志願できる高等学校は1校のみとしたい。2点目は、一般選抜で同一校内の学科を複数志望する、これは現行と変わらない内容であり、引き続き同一校内での複数学科の志望を認める。3点目は、生徒たちが志願状況を確認したうえで、自分の志願先を1回に限り変更することを認めることとしたい。4点目だが、思考力、判断力、表現力等を求められている状況であり、そういった中で、学力検査の質を高くしていく必要がある。また的確に子どもたちの力を評価することを考えた時に、学力検査の合計点を250点として点数を圧縮することで、採点基準を明確にしていきたい。5点目が、第1志望校のみの受検となるので、合格発表時点で入学定員を満たなかった学科においては第2次募集による選抜を実施することとしたい。第1次募集で公立高等学校に合格していない生徒で、私立高校、工業高等専門学校等に入学手続きをしていない者について、第2次募集を行いたいと考えている。6点目だが、松江市内の普通科高校における通学区域外からの合格者の割合をこれまで5%としていたが、これを20%に拡大したい。より学びたい学校へ進学することができる環境を整えたいと考えている。この結果、松江北高校、松江南高校、松江東高校の3校においては、これまで理数科を志願する場合に、松江北高校の理数科と松江東高校の普通科の志願ができたが、この改善より1校のみの志願となるので、松江北高校の理数科を志望している生徒が普通科を志望したいという場合には、松江北高校の普通科のみが志望できるということになる。県立学校7校の普通科における地域外からの入学定員については、現行通りの10%のままとする。

○森委員 県立学校7校の地域外からの入学定員についてだが、出雲高校のみが5%の理由をお教えいただきたい。

○山崎教育指導課長 この県立学校7校については、それぞれの地域の状況等を踏まえたいとありますが、これまでと同様に地域外からの入学定員を設定したいと考えている。

○津森県立学校推進室長 出雲高校の地域外の入学定員については、平成10年度に8%から10%に拡大したが、同校はそれまで平田市が地域外であり、従前の割合では平田市の出身者が5%程度いるということで換算し、8%引く5%に2%を加えて5%としている。

○藤田委員 一般選抜で志望校が1校になり、出願状況を確認した上で、自分の志望校を変

更することができるとなっているが、出願時期は現行と同じか。それとも現行よりは少し早くなり、出願の変更を考える際に時間の余裕があるのか。

○山崎教育指導課長 志願状況の発表をして、その後志願の変更をすることになるが、発表後時間を設けなくてはいけないと考えている。入学願書の受付期間については従来通り考えているが、発表後、生徒やそのご家族が考える時間を設けた後に、変更の期間を設けたいと考えている。変更の手続き期間も1週間程度で現在考えているところである。

○藤田委員 自分の実力も考え、自分の進むべき高校を考えることである。そうした時に、第1志望を変更する際に、1週間程度の期間で良いのか、それとももう少し出願時期を前倒しして、少しでも考える時間を設けた方が良いのか、1校しか選べないので、その点についてどうなのか。

○山崎教育指導課長 制度的に大きく変更するので、生徒たちはもちろんだが、保護者の方々のご心配もあろうかと思う。中学校の先生がこの制度に基づいて、まずどこの学校を志望するのかということ、こんな状況になった時にはもう一つを考えておく必要があることも含めて、丁寧に一人ひとりの生徒たちと向き合うことが必要になるかと思う。一方で、出願の受付から学力検査までの時間は限られているので、例年のように受付から学力検査までの時間は確保せざるを得ない状況であり、大きく変更することは難しいと考えている。中学校へ早い段階で周知を図ったうえで、個別指導等のスケジュールもきちんと立てていただくような形にしたいと考えている。そのようなことから来年1月には、日程について確定をしたうえで、中学校に周知を図っていきたいと思っている。

○藤田委員 一般選抜の前に推薦選抜がある。推薦選抜の状況を踏まえて、一般選抜になる。中学校側の体制のこともあるので、時期については慎重に検討してもらいたい。

○岡部委員 これまでも志願校を変更する制度はあったのか。

○山崎教育指導課長 志願変更の制度は、昭和59年度に廃止をしており、それ以降は志願変更の制度は行っていない。

○岡部委員 出願状況の公表後に、第1志望校を変更する生徒数の見込みを教えてください。

○山崎教育指導課長 現在の入試制度でも、中学校の先生も慎重に出願をされている。新たな制度になっても出願の変更は多くはないと見込んでいる。どの学校を第1志望校として出願するのかをしっかりと協議をされるということからすると、変更は多くはないのではないかと想定している。

○岡部委員 第2次募集による選抜だが、かなり高校の校長の権限によって決まっていくように思われる。高校の現場サイドでどのように取り組んでいくのかといった具体的なケーススタディはしっかりとされるのか。されないとすれば、混乱のもとになる可能性もあるので、ぜひしていただきたい。

○山崎教育指導課長 各高校においては、各学校の特色を出すために推薦選抜に関しても、様々な取組をされている。一般選抜においても、学力検査と個人調査報告書等の比率の決定も含めて、学校の取組として行っている。第2次募集についても、各学校の資料として、学力検査、個人調査報告書、その他面接、作文、基礎学力をみるための調査を実施しても良いということにしたいと思っている。委員がご指摘のように、混乱しないように、良い形で実施していくことができるように、準備を進めていきたいと考えている。

○岡部委員 学力検査の結果を資料として利用することができるとの記載があり、利用しなくても良いということで、間口が非常に広く、各校がいろいろな考えのもとで第2次募集をされた場合に、第2次試験における公平性が担保されるのか疑問に思っている。それぞれの学校、学校で校長の権限によって利用したり、利用しなかったりがあった場合、混乱があるのではないかと心配している。

○山崎教育指導課長 公平ではない試験になってはならないので、それぞれ学校の考えを聞きながら、公平性の観点も踏まえながら、具体的な方法については、慎重に進めていきたいと考えている。

○岡部委員 付随して一つ確認したいが、第2次募集の際、学力検査の結果を資料として利用することができるが、この場合の学力検査というのは、第1志望校を受検した際の学力検査ということで良いか。

○山崎教育指導課長 その通りである。

○広江委員 松江市内に普通科高校が3校ある。そのうち、松江東高校校区の生徒が、松江

北高校、松江南高校の理数科を第1志望とした場合には、その志望した松江北高校、松江南高校の普通科を第2志望にすることはできるが、松江東高校を第2志望校にすることはできないという説明があった。通学区域外から松江北高校、松江南高校の理数科を出願した生徒は、同一校の普通科を第2志望とした場合には、通学区域外の20%の枠がかかってくることになる。例えば、松江北高校の校区の生徒が理数科を第1志望とし、普通科を第2志望とした場合は、通学区域内であるので、20%の枠はかからない。しかし、松江東高校の校区の生徒が松江北高校の理数科を受けた時には、通学区域外の20%の枠の中での選考となる。このことは、学校や保護者に説明をしていただきたいということは7月にもお願いしたし、中学校によっては、生徒の中に松江東高校校区の生徒もいるし、松江南高校校区の生徒もいる場合もある。第2志望の選抜で、厳密に言うと不平等が生じる。その辺りについての県の考えや説明を受けての中学校や保護者の反応はどうなのか。

○山崎教育指導課長 現在のところで、松江東高校校区の生徒たちについて、そういった状況が生じることについて、各学校への説明会の折にも、説明をしているところである。理数科を志望している生徒たちの状況等から判断したときに、第2志望の校区外の20%枠の中に、およそ志望している生徒が当てはまっている傾向もあり、各中学校の指導がそういったことを踏まえた形で実施されていくのではないかと考えている。生徒たちが第1志望としている学校が難しかった場合、第2志望の学科のところで、確実に合格できるような進路指導をお願いするというので、若干ではあるが、担保が図られるのではないかと考えている。保護者の方々から直接課題がある、こういうところが問題ではないかといったご意見は現在までのところでいただいている。中学校からもこの点に関して、現在までのところでご意見等はいただいている。

○広江委員 現実的などころでの説明はある程度理解できる。ただそういうふうにならないように中学校が指導をされるということは、制度に合わせて進路を決めるということになる。松江市内の普通科高校で通学区があり、通学区に1校ずつ普通科高校があるが、3つの学校が同じ学科を設置していないという根本的な問題がある。このことは、理論的には不平等だと思う。そういう意味でも将来に向かって、いつまでもこういう形が続くのではなく、解消すべき問題だろうと考えている。もう1点は、第2志望校制度を廃止する救済策として、第2次募集による選抜があり、定員割れがあれば、第2次募集ができるということだが、松江市内の普通科高校で見たときに、仮にある学校が50名欠員が生じたとする。志願が偏っているので、他の学校で不合格者が出る場合もある。しかし、50名欠員が生じたからといって、他の校区から自由に第2次募集に出願することはできない。既に区域外の20%枠に達していれば出願できないということになる。松江市内の普通科高校で考えた場合、現実どうなるのかは分からない。その辺りについて、中学校や保護者への説明はされているのか。またどういった反応だったのか。

○山崎教育指導課長 具体的に数値を例示しての説明は行っていない。中学校を通して、別冊資料に記している事項等を配布した形で説明をしていただいている。反応についても分からない。

○広江委員 現実的には、松江市内の場合には、新たな入試制度をやってみないと分からない、学校としても欠員が生じたとしても、なかなか欠員が補充できない状況も出てくると思う。受検生は、第2次募集があるからといっても、松江市内で普通科を志望している場合には、第2次募集に志望できない場合もあり得る。こういった点もまたご検討いただきたい。

○藤田委員 関連して、先ほどは松江市内のことであったが、地域外で受検する生徒たちにとっても、地域外の高校を受検しようと思った時、今までは第2志望ができたので、地元の高校を第2志望にすることもできた。ところが、第2志望校制度が廃止されたら、それができない。地域外は従来通り、10%枠が適用される。地域外から受検する生徒たちにとっても、選択肢が狭くなるように思う。これは非常に重大なことであるので、保護者の方への説明が必要不可欠になってくるので、県教育委員会としても保護者の方への働きかけ、いろいろな形をとっておられるが、直接会話ができるような説明をなされないといけないのではないかと考える。第1志望校の変更がうまくなされるようにしないといけないと考える。

○山崎教育指導課長 地域外の枠については、これまでどおり10%で変わらないが、委員がご心配をされているように、1校のみ志望するというので、地域外の高校を第1志望校とし、地元の高校を第2志望校とすることができなくなるので、しっかり周知を図っていくことが必要だと考えている。また、中学校の先生、市町村教育委員会等の意見を聞きながら、

中学校に資料を配布したところであるし、保護者会で説明をしていただきたいということで、これまで実施してきたし、今後も周知の方法については、丁寧にやっていく必要があると思っている。なお、第1志望校から第2志望校にまわった生徒だが、昨年度末で選考対象が68名で、結果的に合格したのは61名であった。その前の年度が113名に対して96名、その前の年度が87名に対して77名といった状況で、およそ全受検生の1.5~1.6%といった状況であった。生徒たちにとっては大きなことであるので、そのことを踏まえて、中学校の先生方と共通理解をしっかりと持ちながら、保護者の方々に理解をいただきながら、進めていく必要があると思っている。

○原委員 1回しか受検できないと考えたとき、健康面が心配である。インフルエンザも流行る時期であるので、インフルエンザが流行している時に受検することになった場合、センター試験のように2、3日後に再度学力検査をするといった配慮はなされるのか。

○山崎教育指導課長 基本的には追検査は考えていない。受検できなかったり、体調不良だった場合には、第2次募集へ出願してもらうことになる。現在でもインフルエンザの場合には、力を発揮できるかどうかは別にして、別室で受検してもらうことにしており、インフルエンザで受検できないということはない。

○広江委員 追検査の制度はないのか。

○真玉教育指導課調整監 原則として追検査は行わないことにしている。しかし数年前にインフルエンザが非常に大流行した場合には、追検査を実施したこともある。初めから追検査があるということにはしていない。いろいろな状況を勘案して、必要に応じて実施することもある。ただ追検査ありきになると、体調が少し悪いから追検査へということもあるので、必要な状況になった場合のみということにしている。

○原委員 保護者からの質問、意見はどのくらい届いているのか。

○山崎教育指導課長 学校を通じての声であるが、ほとんどないと聞いているところである。数は少ないが、地域外の枠10%について検討する必要があるのではないかとといったご意見などもいただいた。

○原委員 益田地区で考えたときに、県全体の大まかな資料をもらっても、実際に自分の子どもの通う学校の状況によって違うので、相談のしようがなく、質問もしにくいということがあるように思う。益田地区も進学校が1校あり、専門高校があり、隣の市にも高校があるが、この学校に入りたいけど、今の実力では自信がないという生徒が掛け持ちして受検をしていたと思うが、それが第1志望校のみの受検となった場合、中学校の先生はどのように指導されるのかと思う。今までの子どもたちの様子を聞くと、この学校は無理だからこっちにしたらという先生もいるし、頑張れば何とかなるかもしれないからこの学校を受検したらという先生もいらっしゃる。特に今多いのが、私立に行ったらどうかという進路指導である。第2志望校制度の廃止により、多くの生徒が私立を志望するようになると、地域の拠点となる高校が志願者が集められない状況が生じたら困るなという気持ちもする。私立学校も頑張っておられて、全国から生徒を集めておられる。地域ごとに中学校の先生の指導と高校がどういった生徒を集めたいかといったことのすり合わせをしないといけないと思う。各地域によって状況が違うので、市町村の単位で、各学校の先生が間に入る形で、具体的な説明をされるともっと質問や意見も出てくるように思う。

○山崎教育指導課長 保護者の方々への説明等について、さらにしっかりと検討をして、中学生が良い形で進路選択ができるように、中学校ともしっかりと連携を取りながらやっていきたいと考えている。

○森委員 原委員がおっしゃったように、私の住む江津地区でも中学校の成績順で、進学校、専門高校へ行くような指導がされているように聞いている。これから高校を1つしか選べなくなると、中学3年生の進路指導の先生がより重要な役割を担われるようになってくると思う。基本的な考え方にあるように、中学生たちには、主体的に進路選択ができるように、これから先のことを見据えたら、専門的な知識を身につけて、地域に残るという選択肢も、これまでの成績順ということとは違って、生徒の将来を見据えて、きちんと先生や保護者が生徒、子どもに説明ができて、地域のことも考えながら、進路指導の先生が生徒たちの相談ののって、指導できる力をつけてもらいたいとつくづく思う。先ほど、保護者から質問がないということであったが、松江以外の地区で、保護者や中学校からの意見、質問は出てきていないのか。

○山崎教育指導課長 学校からは保護者への説明等について、資料を早めに配布してほしい

との要望等もあり、それに応じた形で、9月30日に中学2年生向けに資料を配布しているところである。入試制度の改善をして、高校の魅力づくり、中学校と高校の進路指導をしっかりとしていく必要があるということで、我々も頑張りたいというご意見もいただいたところである。子どもたちが、どんな目標に向かっていくのかということや中学3年生になってどうするのかということではなく、高校や大学のさらに先に、自分はどんなところを目指していくのか、どんなことを頑張りたいのかということや積み上げていく必要があると考えている。昨日もしまね教育の日のフォーラムで、高校生たちがもっと早い時期にこういった勉強をさせてもらったら良かったといった意見も言っていたが、小学校段階での自分の役割、特徴を理解しながら、様々なことを探求していくこと、それを踏まえた上で、中学校の段階で、地域への貢献なども含め考えていくことを通して、自分の進路をしっかりと考えていく力、機会を持つことによって、単に成績で判断するだけではなく、自分がやりたいことを選択して欲しいと思っている。中学校、小学校の先生も地域の職業、会社、産業のこともしっかりと知っていただく必要があるということも有識者からの意見を聴く際に、ご指摘いただいている。そういったところを総合的に取り組んでいかないと、子どもたちの主体的な選択に良い形でつながらないと思っている。

○岡部委員 第2次募集の出願資格で、私立高校等へ入学手続きを行っていない者に限り、志願できるとされている。以前にもお願いしたと思うが、私立高校への入学手続きを行う期間と、この第2次募集を実施される期間について、私立高校への入学手続きの期限が先に締め切られた場合、第2次募集の制度が設けられているにも関わらず、出願したくてもできない事態も出てくる。一方で、ここまで出願資格を限定することが可能なのかと思うが、その辺りはいかがか。第2次募集制度があることを前提に、私立高校への入学手続きを控えていて、第2次募集を受けられるようなスケジュールを確保する必要があるのではないかと思う。

○山崎教育指導課長 これは私立高校側のお考えもあり、こちらの方で生徒たちのためにできるだけ日程的に良い方向になるように、相談しながら、進めていく必要があると思う。ただし、最終的には私立高校のお考えもあるので、こちらの要望等も伝えながら、良い形を探っていきたいと考えている。

○岡部委員 私立学校の方でも定員を確保することは重要なことなので、早めに入学手続きの期限を設定された場合に、出願資格にこの項目があることによって、不利益を受ける受検生はいると思う。

○山崎教育指導課長 実際にこれまでの高校入試制度で、第1志望校をどこにするのか、私立高校を併願とするのか、中学校でしっかり進路指導をやっていただいていると聞いている。これまでも第1志望をこの学校にし、第2志望は私立学校にする場合、また逆に第1志望を私立高校とし、第2志望を他の学校にした場合、第1志望に合格した後は、もう受けないという指導が中学校で徹底されていると聞いている。中学校の方からも事前に全体像をきちんと把握した上で判断をしたいということで、こういった手続き的なところを明文化することについては中学校側からも要望を受けているところである。

○広江委員 志望変更についてお伺いしたい。一般選抜の前に推薦選抜があり、スポーツ特別推薦選抜でも推薦選抜でもそこで合格したら、地域外や通学区域外の生徒としてのカウントをされることになると思う。一般選抜を実際に受ける場合、自分が受検する高校は区域外20%といっても、実は何%だということを分かっていると困るわけである。推薦選抜の段階で何人かは合格をしていて、実際には定員の20%ではなく、何%であるということを数字ではっきりと分かるようにしておかないといけないと思う。

○山崎教育指導課長 一般選抜の最初の出願状況も先ほどのご指摘の件も関連すると思う。その辺りのことを見える形で示していきたいと考えている。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第49号 初任給の決定誤りによる損害賠償について (総務課)

○松本総務課長 報告第49号初任給の決定誤りによる損害賠償についてご報告する。

このたび、平成22年4月と平成25年4月に採用した小学校教員2名の初任給決定を誤

り、両名に対して本来支給しなければならない給料より低い給料を支払っていたことが判明した。ついては、過去に遡って、差額を追加支給するが、賃金の請求権は労働基準法により2年で消滅時効となる。そこで、平成25年9月以前の差額については賃金としては支払えず、損害賠償金として本人に支払うことになる。実際に10月30日に支払ったが、この件についてのご報告である。

初任給の決定誤りの概要だが、現在採用される教員は、講師や他県で教員をされているなど70%弱の方が経歴のある方である。こういった方の初任給はその経験年数を勘案して、決定している。その際には、当然、調整計算をするが、その計算を誤り、本来支給しなければならない給料より低い給料を支払っていた。今回の発見の経緯だが、経歴のある方が多いということで、経歴のある方の初任給決定についての研究をするために過去6年間の採用者、約1200名の初任給決定の資料を調べていたところ、その中で2名の方について誤りがあることが分かった。

損害賠償の内容だが、先ほど申し上げたように、本来支給すべき給与と誤って少なく支給していた給与との差額となる。給料とそれに付随して支払われる一時金等の手当があるが、いずれも不足していた額をお支払いすることになる。損害賠償金として支払うことについては、先ほど申し上げたとおりで、根拠法令は国家賠償法となる。支払いの相手方と損害賠償の額であるが、相手方は2名いらっしゃる。Aさんに対しては、遅延利息を含め1,725,954円、Bさんに対しては、遅延利息を含め、57,154円をお支払いすることになる。

再発防止の取組だが、誤りの再発防止策として、今年度から初任給を決定後、翌年度にももう一度再確認を行うことにした。こういった初任給の決定というのは、職員1名でやっているわけではなく、複数の職員で確認作業を行っている。本来こういった誤りは起こりにくい作業の仕方をしているが、やはりヒューマンエラーがあり、現実としてこういった事案が生じたので、新年度になってあまり期間をおかない時期に、もう一度冷静な目で再確認を行っていききたい。

関係した職員の処分であるが、誤った給与決定を行った当時の教育委員会の総務課長、担当グループリーダーに対し、管理監督が不十分であったことにより、訓告処分を行った。

――原案のとおり了承

第50号 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（追加）」について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第50号平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（追加）」についてご報告する。

前回の教育委員会会議で、暴力行為、不登校の状況等については報告をさせていただいたが、このたびいじめの再調査の結果がまとまって、文部科学省から公表があった。その件についての島根県の公立学校の状況についてご報告する。

いじめの認知件数の再調査の結果であるが、前年に比べてかなり増えて、2倍強になった。特に小学校については約3倍の認知件数の増となっている。中学校、高等学校、特別支援学校についても、かなり増加した。この理由としては、再調査をしてもう一度各学校で把握しているトラブルについていじめかどうかの判断をしていただき、いじめとしてカウントすべきと判断されたものについて報告があがってきたものが増加分だととらえている。特に小学校では、低学年の1年生、2年生で6倍強から7倍近くの報告があった。その理由は、一次的なトラブル、ちょっと手が出て叩かれて、嫌な気持ちがあったが、すぐに仲直りした、嫌なことを言われた、嫌な気持ちがあったが、すぐに仲直りしたといったものも把握はしていたが、これはいじめではないという認識でカウントしていなかったものを、文部科学省の指導もあり、全ていじめとしてカウントした結果ではないかと思っている。

私どもは、実際に起こっているいじめの件数は、年度ごとに大きく変わるものではなく、これはあくまでも認知件数であるので、それを学校がきちんと把握をして、いじめとしてとらえた数がこの認知件数だととらえている。数が増えていくこと自体は、それだけ学校側が、子どもたちの関係をしっかりとらえて、いじめとして把握をした、認知をした数だと思っているので、決して悪いことではなく、逆に言えば非常に良い対応ができていると受け止めて

いる。今後も学校現場へは、しっかり子どもたちの様子をとらえることをお願いしていきたいと思っている。学校自体が子どもたちにとって、居心地の良い、安心できる場所になり、また友達同士で良い関係性が築けて、自己有用感が持てるような場になるように学校現場に指導やお願いをしていきたいと思っている。

――原案のとおり了承

第51号 「平成27年度しまね子ども絆づくりサミット」の開催について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第51号「平成27年度しまね子ども絆づくりサミット」の開催についてご報告する。

いじめを無くしていこうという動きを、学校や教員だけでなく、子どもたちの主体的な動きにぜひしていきたいという願いから、しまね子ども絆づくりサミット、いじめサミットを島根県ではこのような名前にしたが、第1回目を開催することになった。現在全国でもいじめサミットが行われており、今年1月に第1回目が行われ、来年1月に第2回目が行われる予定になっている。その島根県版である。11月15日に職員会館で行う。

今年度第1回目ということで、周知等も十分ではないこともあり、結果として小中高合わせて8校の参加だったが、子どもたちに参加してもらって、学校の取組を紹介してもらったり、小学生、中学生、高校生が混ざったグループで、そこでいろいろなディスカッションをしながら、子どもたちができること、メッセージとして発信できることについて話し合う機会を設けたいと考えている。1回目であるので、やってみて、いろいろな改善点等を洗い出して、次年度以降、より子どもたちが主体的に運営できるようなサミットにしていきたいと考えている。このサミットに参加された子どもの中から、特に中学生が中心だとは思いますが、非常に頑張っている子どもたちを全国のいじめサミットに派遣していきたいと思っている。

○原委員 いじめサミットと聞くと非常に嫌な気分になるが、ネーミングをしまね子ども絆づくりサミットと優しくされていて、企画された方の思いが伝わり、とても良いと思う。

○吉崎子ども安全支援室長 島根県いじめ防止基本方針についても、子どもたちの絆づくりを目ざしてという副題をつけており、絆づくりということについては、こだわっていきいたいと考えている。

○森委員 先日、文部科学省の研修に参加した。いじめ対策の分科会に参加をし、第1問が、A君はB君に頭を叩かれて、担任の先生のところへ行っただけで、先生は、すぐにB君を呼んで真意を確かめたら、本人がそれを認めた。そこで先生は、B君を厳しく指導し、頭を叩くのは後にも先にもこれ1回だけだった。これはいじめになるかという設問であった。A君は頭を叩かれて泣いて、先生のところへ駆け込んだので、いじめとしてカウントすると言われた。確かにA君が嫌な思いをしたのなら、いじめとしてカウントするので、先ほどの報告であったように、小学校の低学年でいじめの認知件数が大幅に増える。確かにこのように小さいものまでカウントして、いじめを無くしていかなければならないということは分かる。それだけではなく、いじめた子どもがその後謝ったかとか、どうしたのか、子どもたちにそういったところまで考えさせるようにしないと、いじめは無くならないような気がする。全部細かいことまでカウントしていくと、重大なことが見落とされたら大変だなとも思う。カウントできたということは、先生が把握したり、報告が入ったということである。大きな事件になって記者会見をされると、学校側は気づいていないということが多いため、実際に危ないのは認知件数で報告されていないところなので、小さなものをカウントしているから大丈夫というのも危険かなとも思う。絆づくりサミットでは、こういった点もきちんと話し合い、考えてもらうように方向づけをしてもらえたらと思う。

○吉崎子ども安全支援室長 先ほど森委員が紹介された事例は、文部科学省主催の、いじめ防止の連絡協議会の冒頭で話された内容と全く同じであり、そこへ参加した指導主事もかなりいろいろな受け止めがあったとは聞いている。本日の昼のニュースでも名古屋の件で、学校側や教育委員会はいじめの事実を確認していなかったということだったが、実際にアンケートをとってみると20名くらいの子どものみで見たとのことであった。まさに今ご指摘のとおりであった。一番重要なことは、周りで見ている子どもたちが勇気を持って、声を出して先生たちに言えるという雰囲気、我々はいつでもあなたたちの悩みを受け止めるとい

うような雰囲気为学校側がしっかり出していくことも大切であるし、子どもたちも見て見ぬふりをせずに、困っている友達を助けるんだという強い気持ちを発信できる力をつけるようにしないといけないと思っている。そういったことをこの絆づくりサミットで小学生が中学生や高校生の話を聞いて、感じたことを学校で発信できるような会にぜひしたいと思っている。ぜひ活かしたいと思う。

――原案のとおり了承

第52号 第70回国民体育大会（紀の国わかやま国体）の成績について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第52号第70回国民体育大会（紀の国わかやま国体）の成績についてご報告する。

9月26日から10月6日まで、和歌山県で開催された国体の成績についてご報告する。5の1ページの、上の表「天皇杯得点の推移」をご覧ください。男女の総合成績にあたる天皇杯得点の順位だが、昨年の第69回大会の45位から一つ順位を上げ、44位だった。得点合計については、昨年より90点余り上積みし、648.5点となった。目標としていた700点には及ばなかったが、今年を含め、ここ5年間では最も高い得点となった。

5の1ページでは、入賞者の一覧についても記載している。今回の大会で特に活躍した選手としては、No.1、2の水泳、飛び込みの少年男子、須山選手。松徳学院高校3年生である。今年の夏に開催された高校総体では、飛板飛び込み、高飛び込み2種目とも制覇したが、今回の国体では、緊張のせいもあり、飛び板飛び込みでは8位だった。その後、巻き返しを図り、その翌日行われた高飛び込みでは1位となった。No.4～No.9の陸上競技では、6番目の今年の春、松江商業高校を卒業し、日本女子の1600mリレーメンバーにも選ばれている青山選手が、成年女子400mで1位となった。また、No.4、少年女子800mでは、松江北高2年の福田さん、No.5、成年男子走り高跳びでは、大社高校卒業生で岡山商科大学4年の石橋選手が、それぞれ2位と健闘された。このうち、青山さんについては、国体の後に行われた陸上の日本ジュニア選手権200mで、山陰記録を2年ぶりに更新し、大会新記録で優勝された。また、同じくこのジュニア選手権では福田さんも800mで優勝されており、今後の一層の活躍が期待される。

このページの表の下の方に、No.23、26、カヌー少年女子のカヤックシングルでは、出雲農林高校3年の原さんが、500m、200mの両種目を制覇した。500mは今年の夏の高校総体でも1位となっており、昨日からインドネシアで開催されている「アジアジュニア選手権大会」へ出場されている。また、No.13、14のホッケーでは、地域に根差したスポーツとして活躍している成年男子、少年男子がそれぞれ3位となっており、団体競技での3位ということで高得点を得ている。このほか、No.18、フェンシングは、成年男子フルレーが11年ぶりの入賞、No.21、ラグビー少年男子では、石見智翠館高校が3年ぶりの入賞を果たしている。

続いて、5の2ページをご覧ください。ここ5年間の競技ごとの得点を表にしている。一番上のホッケーが、例年、各競技の中で最も多く得点している。今回の国体でも3部門で入賞し、順位を押し上げる大きな要因となった。2番目に記載の「なぎなた」も島根県の得意種目だが、今回は成年の部で次の代を受け継ぐ選手に世代交代したこともあって、この5年間では、初めて得点なしに終わった。なぎなたで得点がなかったのは、平成15年以来のことで今後の奮起に期待したいと思う。上から6番目、陸上競技は、成年女子、青山選手の1位や、上位で入賞する選手が多かったことなどにより、この5年間では最も多い得点となった。このほか、カヌーやボートなどでも、安定した力を発揮している。下の表では、入賞競技数と入賞種目数を記載している。今年は、昨年と比べて入賞競技数は、11から10に減ったが、入賞種目数は、3種目増えて、26となった。

5の3ページでは、成年、少年別の競技ごとの得点の状況である。上の表の成年の部の得点は、27年度は79点。入賞種目数は7となっている。下の表は、少年の部の得点である。27年度はホッケーの64点など、合計169.5点。入賞についても、9競技19種目と、成年の部の倍以上の得点となっている。こうした少年の部の活躍により順位を一つ押し上げることができた。

5の4ページは、今回を含め、過去5回の大会の順位を県ごとに比較したものである。上位のほうは、開催県や、大都市を抱える地域の都府県が占めている。島根県は、このところ、1番ずつではあるが順位を上げており、44位。引き続き、競技団体などとのヒヤリングなどを行い、さらに上位をみざすような取り組みを進めていきたいと思う。

今回の国体では、地元の高校などで活躍する選手はもとより、陸上成年女子の青山選手やフェンシング成年男子の長島選手、ホッケーなどで、県外在住の35名が、「しまね」の看板を背負ってふるさと選手として活躍をされた。県外に出ても、ふるさと島根のことを思い、「しまね」の選手として大会に臨んでくれるような若い世代の人たちの育成にも引き続き力を入れていきたい。また、国体に出場するには、中国ブロックの予選を経て出場が決まる種目もある。委員の皆さんの応援・励ましが、選手にとっては、大きな励みとなるので、引き続き、応援をいただくようよろしくお願いする。

――原案のとおり了承

第53号 第3回古代歴史文化賞について（文化財課）

○佐藤古代文化センター長 報告第53号第3回古代歴史文化賞についてご報告する。

昨日東京で、第3回古代歴史文化賞の選定、発表をしたので、ご報告する。6の1ページをご覧ください。この賞の趣旨だが、優れた書籍を表彰することを通して、国民の歴史文化への関心を高めることで、ひいては豊かな歴史文化に恵まれた島根への興味、関心を高めるということで、平成25年度に創設をし、今回第3回目となる。

今年度の賞の内容は、大賞1点、優秀作品4点ということである。昨年度は大賞1点と準大賞1点を選定した。大賞にアイヌ学入門が選定をされた。これら5冊のノミネートの発表は、10月21日に行い、県民室、図書館でPRをしながら、機運を盛り上げてきたところである。例年に比べて、分野が広がったことがお分かりいただけると思う。今年度は古代歴史文化賞の特別賞を新たに設け、上田正昭さんに受賞いただくことになった。

賞の選定方法だが、公募ではなく、推薦委員39名、出版社47社、こういったところへ声掛けをして、今年は81件の書籍の推薦があった。この中には重複があったり、この賞が直近の3年間に出版された書籍を対象としているので、こういった重複や対象外の書籍を除いて、選考対象となった書籍が49冊であった。発表は昨日行い、今後は東京会場では2月に、松江会場では1月に、それぞれ記念行事を計画している。

6の2ページをご覧ください。大賞を受賞したアイヌ学入門だが、現在旭川市博物館館長の瀬川拓郎さんが著された書籍である。現在57歳である。資料の中ほどに選定理由を記載しているが、扱う資料は、考古資料はもとより方言、習俗や伝説、現代のアイヌの証言など色々な観点から説かれていること、関係する地域も本州からサハリンに及ぶなど、非常に広い視野から分析がされているということである。この本が提起した、多様性を持つダイナミックで斬新なアイヌ像は、従来の研究にはなかった豊かな民族の姿であり、今後のアイヌ研究に対する問題提起となるといったところが高く評価されて大賞となったものである。6の3ページには、優秀作品賞となった4点について記載している。説明については省略をさせていただきます。

続いて、今回新たに創設した特別賞についてご報告する。趣旨であるが、古代歴史文化賞が書籍を対象に表彰するものであり、選定委員会の中でも話があったが、漫画や写真集も本の一部であるし、あるいは人物、作品、番組、活動などこういったものについても幅広く表彰したらよいのではないかとということであり、こういったものを表彰する賞を創設した。今回は上田正昭さんが受賞されることになった。上田さんは、現在古代出雲歴史博物館の名誉館長をなさっている。京都大学の名誉教授で、今年88歳になられた。プロフィールはご覧のとおりで、数多くの執筆をされており81冊にのぼるが、平成25年からも数多くの本を著しておられ、現在も現役で執筆されている。選定理由だが、長年にわたり調査研究を積み重ねられ、数多くの書籍を執筆され、国民の歴史文化の興味、関心の拡がりや理解の促進にご尽力されたことである。島根県との関わりは非常に長く、平成元年に古代文化活用委員会の委員にご就任され、研究機関の設置、首都圏等での展覧会の開催、歴史博物館の設置などについてご提言をいただき、それが全て完成に至ったところである。島根県が自らの古代歴

史文化の重要性に気づいたということで、古代歴史文化賞の基礎となるような礎を築いていただいたということで今回表彰することになった。

今回選定した5作品の著者の方々へは、各県から特産品が送られることになっており、島根県からは山本淳子さんへ風土記に記された海の幸、山の幸セットを贈呈をすることになっている。またこの5冊については、図書館での貸出はもちろん、首都圏等をはじめブックフェアを行ったり、県立学校や市町村教育委員会へ配布し、PRに努めていこうと考えている。

○岡部委員 事前にこの候補作品が発表されながら、もう少しマスコミ等にも大々的に取り上げてもらえれば、もっとこの賞の関心度が高まると思っている。私の確認したところでは、候補作品決まるといった一般記事はなく、わずかに広告欄での掲載だったと思う。私の確認が不足したこともあるかもしれないが、候補作品が決まった際の報道状況はどうだったのか。

○佐藤古代文化センター長 ご覧になったのは、県から広告した山陰中央新報社さんの広告だったと思う。22日の新聞には、地元3紙にノミネート作品決まるという記事が掲載された。前日に報道機関へレクチャーもしたので、例年は記事として取り上げてもらえなかったが、取り上げてもらえた。

○岡部委員 今回から設けられた特別賞だが、良いアイデアだと思う。幅広く、有名無名を問わず、いろいろな方や作品があると思うので、探していただきたい。この特別賞も選定委員会があるのか。

○佐藤古代文化センター長 選考の母体は同じように選定委員会であるが、各県から推薦があったものを事務局で選考した上で、選定委員会において決定される。

――原案のとおり了承

(承認事項)

第3号 平成28年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

○松本総務課長 承認第3号平成28年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）についてご報告する。

7の1ページをご覧ください。対象となるのは、教育委員会事務局等及び県立学校で勤務する教員を除く事務職員等である。人事については、他の任命権者、とりわけ知事部局と連携しながら、一体的に行っているので、知事部局が発する定期人事異動方針と時期を合わせて発出する関係上、教育長が臨時代理を行い、既に発出をしている。そこで、本日も報告をし、承認をいただくものである。

内容についてご説明する。7の2ページだが、ここでは、人事異動方針に関する状況、とりわけ県行政、県教育行政を取り巻く現在の情勢についてまず記載をしている。現在島根県は、財政健全化基本方針に基づいて財政健全化に取り組んでいる。一方で、地方創生、「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」を策定し、人口増を目ざした新しい戦略も歩み出している。そういった中で、様々な諸課題もあり、職員が前例にとられない斬新なアイデアを出し、自由闊達な議論を行う中で職務を行う必要があることを記載している。

7の3ページからは、主要な部分だけご説明する。全般的事項の中の総括事項、人事異動の基本的な考え方が、職員が一人ひとりの能力を最大限に発揮し、意欲と希望をもって、この難関に立ち向かえるよう、能力と実績、意識姿勢に応じた任用を徹底し、適材適所の人事異動を行うことが大前提である。それから、職員の健康への配慮だが、近年、精神疾患等による長期病休者が増加するなど、職員の健康への配慮が重要となってきた。職員の健康状態や適性を把握し、人事異動を行うことにしている。2の異動の基準だが、同一所属の勤務年数は3年を基本としているが、ただし、事業の継続性や組織の最適な運営等を考慮し、必要に応じ3年を超える人事配置も行う場合もある。7の4ページの重点事項の女性職員の登用についてだが、これまで中長期的な人材育成の観点から、様々な職務が経験できるような女性職員の職域拡大に努めてきたところであるが、今後も活力ある県行政を維持増進していくため、引き続き職域拡大を図るとともに、グループリーダーや管理職への登用を一層進めていく方針である。

7の6ページからは、個別的事項となる。管理職、グループリーダー等、係長等の部分は

各職位に応じて求められる能力や資質を記載している。非役付き職員の異動の考え方で、特にご説明したいのが、7の7ページの遠隔地への異動の部分である。島根県は、東西に長く、また隠岐の島もある。そういった中で、県職員も広く異動をする必要があるため、一部の職種を除いて、企画員という概ね40歳以上で任用される職になるまでに、遠隔地への異動を経験することとし、隠岐・石見部に少なくとも2回以上、出雲部へは1回以上勤務することが定められている。その具体的な適用については7の8ページに記載しており、一般事務については、遠隔地へ2回以上勤務することとなっている。今回の異動方針から変更となったのは、建築の職種で、これまでは遠隔地勤務が2回以上であったが、1回以上に緩和された。この理由は、県の行政改革で、地方機関が統合されて、建築職の職員が勤務する職場が少なくなっており、1回程度遠隔地勤務をされれば、人事異動ができる状況になったためである。一般事務は遠隔地勤務が2回以上となっているが、一般事務でも、地区別試験、経験者試験、身体障がい者試験で採用した職員もおり、また、司書、文化財保護の職員もいる。これらの職員については、個別に判断することになる。遠隔地の範囲を7の8ページの別表2で示している。こういったものを示すのは、これから職員は自己申告書を所属長へ提出する。自分が異動を希望するかどうか、どういった仕事をしたいかといったことを所属長へ提出した後、所属長と面談をし、いろいろな考えを聞き、人事担当課へ情報が届く。これを受けて実際に年度末に向けて人事異動作業を行う。このため、こういった方針で人事異動の手続きを行っていくということを職員に周知するために、人事異動方針を定めている。

――原案のとおり了承

藤原教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第15号 島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の指定について(文化財課)

――原案のとおり議決

(報告事項)

第54号 平成27年度11月補正予算案の概要について(総務課)

○松本総務課長 報告第54号平成27年度11月補正予算案の概要についてご報告する。

先ほど島根県立出雲歴史博物館の指定管理者の指定についてご議決いただいたが、これに関連する補正予算案の概要である。このため、予算額の補正はなく、債務負担行為の設定のみである。古代歴史博物館の平成28年度から平成32年度までの指定管理者の指定に係る費用1,457,420千円について債務負担行為を設定するものである。

――原案のとおり了承

藤原教育長 閉会宣言 15時23分